

新型コロナウイルス経済対策「スポーツイベント開催支援事業補助金」交付要綱

公益財団法人宮崎県観光協会

(趣旨)

第1条 公益財団法人宮崎県観光協会（以下「協会」という。）は、新型コロナウイルス感染拡大で大きな影響を受けている県内宿泊の需要喚起を図るため、予算の範囲内において、スポーツイベント（宮崎県内で開催され、県内外から多くの宿泊参加者が見込まれるものをいう。）を主催する団体（以下「団体」という。）に対して新型コロナウイルス経済対策「スポーツイベント開催支援事業補助金」（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(交付の要件)

第2条 前条の補助金は、県内民間宿泊施設を利用し、スポーツイベントを実施する団体からの申請に基づき、交付する。

- 2 補助限度額は、別表の左欄に掲げるスポーツイベントの延べ宿泊者数（当該スポーツイベントに参加する選手、審判及び役員等の延べ宿泊数をいう。以下同じ。）に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。ただし、協会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- 3 補助対象は、スポーツイベントの運営に要する経費のうち、会場使用料、備品購入・リース料、消耗品費、連絡通信費、印刷製本費、広告宣伝費、食糧費及び招待選手・審判・通訳に係る謝金・旅費・宿泊費とする。
- 4 補助金交付決定額は、第2項の補助限度額と前項の補助対象経費の2分の1の金額を比較し、いずれか額の低い方を上限とする。
- 5 一団体からの補助金の申請回数については、各年度において2回を限度とする。

(補助金の申請)

第3条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、原則としてイベント開始3日前までに会長に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス経済対策「スポーツイベント開催支援事業補助金」交付申請書（別記様式第1号）
- (2) スポーツイベント開催計画書（別記様式第2号）
- (3) その他必要と認める書類

(申請の取下げ)

第4条 前条の申請書の提出後、補助金の交付決定通知書を受け取る前までにイベントの中止等により申請を取下げることとなった場合は、「補助金交付申請取下書」（別記様式第3号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第5条 第3条の申請の審査の結果、補助金を交付することが適当と認められたときは、会長は、交付額を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更申請）

第6条 申請者は交付決定の通知を受けた後において、当該スポーツイベントの内容の変更等により申請額に変更が生じた場合は、イベント開始3日前までに変更交付申請書（別記様式第5号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の変更交付決定）

第7条 会長は、変更交付申請に係るスポーツイベントの内容が適正と認められるときは、変更交付決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第8条 会長は、申請者が次の各号いずれかに該当する場合は、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請者が申請内容のスポーツイベントを実施しなかったとき。
- (2) 申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他補助金の交付目的を達することができないと認められる事由が生じたとき。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業の完了の日から起算して30日を経過する日までに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス経済対策「スポーツイベント開催支援事業補助金」実績報告書（別記様式第7号）
- (2) 新型コロナウイルス経済対策「スポーツイベント開催支援事業補助金」実績書（別記様式第8号）
- (3) 収支決算書
- (4) 事業実施状況の写真
- (5) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第10条 会長は、第9条の実績報告を受けたときは、実績報告書の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（別記様式第9号）を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

2 申請者は、補助金の請求をしようとするときは、請求書（別記様式第10号）を会長に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第12条 この要綱の規定により、会長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は別記に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱が適用される期間は、会長が別に定めることとし、その間においては、スポーツイベント等開催育成支援事業補助金交付要綱(平成31年4月1日公益財団法人宮崎県観光協会定め)は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱が適用される期間は、会長が別に定めることとし、その間においては、スポーツイベント等開催育成支援事業補助金交付要綱(平成31年4月1日公益財団法人宮崎県観光協会定め)は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱が適用される期間は、会長が別に定めることとし、その間においては、スポーツイベント等開催育成支援事業補助金交付要綱(平成31年4月1日公益財団法人宮崎県観光協会定め)は適用しない。

別表

スポーツイベントの延べ宿泊者数	限度額
10人以上 29人以下	30,000円
30人以上 49人以下	50,000円
50人以上 99人以下	100,000円
100人以上 999人以下	200,000円
1,000人以上 1,999人以下	300,000円
2,000人以上	500,000円